

(別紙) 多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針） 新旧対照表

朱書き：変更箇所

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）【変更前】		多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)【変更後】																													
1. ～4. [略]		1. [略]																													
2. 農地維持支払交付金に関する事項		2. 農地維持支払交付金に関する事項																													
(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定		(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定																													
①～② [略]		①～② [略]																													
③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等		③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等																													
ア. 地域資源の基礎的な保全活動		ア. 地域資源の基礎的な保全活動																													
<table><tr><th>区 分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>4 遊休農地発生防止のための保全管理</td></tr><tr><td>活 動</td><td>遊休農地発生防止のための保全管理</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>農地の草刈り等や害虫駆除、鳥獣被害防止活動、排水対策、不陸整正、徐レキ等を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。 なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table>		区 分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活 動	遊休農地発生防止のための保全管理	活動内容	農地の草刈り等や害虫駆除、鳥獣被害防止活動、排水対策、不陸整正、徐レキ等を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。 なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。	活動要件	－	<table><tr><th>区 分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>4 遊休農地発生防止のための保全管理</td></tr><tr><td>活 動</td><td>遊休農地発生防止のための保全管理</td></tr><tr><td>活動内容</td><td><u>農用地</u>の草刈り等や害虫駆除、<u>鳥獣被害防止活動</u>、排水対策、<u>不陸整正</u>、<u>徐レキ等</u>を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。 なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table>		区 分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活 動	遊休農地発生防止のための保全管理	活動内容	<u>農用地</u> の草刈り等や害虫駆除、 <u>鳥獣被害防止活動</u> 、排水対策、 <u>不陸整正</u> 、 <u>徐レキ等</u> を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。 なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。	活動要件	－
区 分	活動内容の追加																														
活動区分	実践活動																														
対象施設等	農用地																														
活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理																														
活 動	遊休農地発生防止のための保全管理																														
活動内容	農地の草刈り等や害虫駆除、鳥獣被害防止活動、排水対策、不陸整正、徐レキ等を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。 なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。																														
活動要件	－																														
区 分	活動内容の追加																														
活動区分	実践活動																														
対象施設等	農用地																														
活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理																														
活 動	遊休農地発生防止のための保全管理																														
活動内容	<u>農用地</u> の草刈り等や害虫駆除、 <u>鳥獣被害防止活動</u> 、排水対策、 <u>不陸整正</u> 、 <u>徐レキ等</u> を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。 なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。																														
活動要件	－																														
<table><tr><th>区 分</th><th>活動の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>6 鳥獣害防護柵等の保守管理</td></tr><tr><td>活 動</td><td>雪対策</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>積雪による鳥獣害防護柵等の倒壊、急激な融雪による法面の浸食を防止するため、溝きりや心土破碎、雪解け時期における農用地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布、除雪作業を行うこと。</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table>		区 分	活動の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	活 動	雪対策	活動内容	積雪による鳥獣害防護柵等の倒壊、急激な融雪による法面の浸食を防止するため、溝きりや心土破碎、雪解け時期における農用地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布、除雪作業を行うこと。	活動要件	－	<table><tr><th>区 分</th><th>活動<u>内容</u>の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>6 鳥獣害防護柵等の保守管理</td></tr><tr><td>活 動</td><td>雪対策</td></tr><tr><td>活動内容</td><td><u>積雪による鳥獣害防護柵等の倒壊</u>、<u>急激な融雪による法面の浸食を防止</u>するため、<u>溝きりや心土破碎</u>、<u>雪解け時期における農用地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布</u>、<u>除雪作業を行うこと。</u></td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table>		区 分	活動 <u>内容</u> の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	活 動	雪対策	活動内容	<u>積雪による鳥獣害防護柵等の倒壊</u> 、 <u>急激な融雪による法面の浸食を防止</u> するため、 <u>溝きりや心土破碎</u> 、 <u>雪解け時期における農用地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布</u> 、 <u>除雪作業を行うこと。</u>	活動要件	－
区 分	活動の追加																														
活動区分	実践活動																														
対象施設等	農用地																														
活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理																														
活 動	雪対策																														
活動内容	積雪による鳥獣害防護柵等の倒壊、急激な融雪による法面の浸食を防止するため、溝きりや心土破碎、雪解け時期における農用地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布、除雪作業を行うこと。																														
活動要件	－																														
区 分	活動 <u>内容</u> の追加																														
活動区分	実践活動																														
対象施設等	農用地																														
活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理																														
活 動	雪対策																														
活動内容	<u>積雪による鳥獣害防護柵等の倒壊</u> 、 <u>急激な融雪による法面の浸食を防止</u> するため、 <u>溝きりや心土破碎</u> 、 <u>雪解け時期における農用地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布</u> 、 <u>除雪作業を行うこと。</u>																														
活動要件	－																														
<table><tr><th>区 分</th><th>活動の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>水路</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>9 水路附帯施設の保守管理</td></tr><tr><td>活 動</td><td>雪対策</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>急激な融雪による水路の損壊や法面の浸食を防止するため、水路の除雪作業を行うこと。</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table>		区 分	活動の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	9 水路附帯施設の保守管理	活 動	雪対策	活動内容	急激な融雪による水路の損壊や法面の浸食を防止するため、水路の除雪作業を行うこと。	活動要件	－	<table><tr><th>区 分</th><th>活動<u>内容</u>の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>水路</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>9 水路附帯施設の保守管理</td></tr><tr><td>活 動</td><td>雪対策</td></tr><tr><td>活動内容</td><td><u>急激な融雪による水路の損壊や法面の浸食を防止</u>するため、<u>水路の除雪作業を行うこと。</u></td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table>		区 分	活動 <u>内容</u> の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	9 水路附帯施設の保守管理	活 動	雪対策	活動内容	<u>急激な融雪による水路の損壊や法面の浸食を防止</u> するため、 <u>水路の除雪作業を行うこと。</u>	活動要件	－
区 分	活動の追加																														
活動区分	実践活動																														
対象施設等	水路																														
活動項目	9 水路附帯施設の保守管理																														
活 動	雪対策																														
活動内容	急激な融雪による水路の損壊や法面の浸食を防止するため、水路の除雪作業を行うこと。																														
活動要件	－																														
区 分	活動 <u>内容</u> の追加																														
活動区分	実践活動																														
対象施設等	水路																														
活動項目	9 水路附帯施設の保守管理																														
活 動	雪対策																														
活動内容	<u>急激な融雪による水路の損壊や法面の浸食を防止</u> するため、 <u>水路の除雪作業を行うこと。</u>																														
活動要件	－																														
<table><tr><th>区 分</th><th>活動の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>水路</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>9 水路附帯施設の保守管理</td></tr><tr><td>活 動</td><td>安全施設の適正管理</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>水路の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table>		区 分	活動の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	9 水路附帯施設の保守管理	活 動	安全施設の適正管理	活動内容	水路の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。	活動要件	－	<table><tr><th>区 分</th><th>活動<u>内容</u>の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>水路</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>9 水路附帯施設の保守管理</td></tr><tr><td>活 動</td><td>安全施設の適正管理</td></tr><tr><td>活動内容</td><td><u>水路の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。</u></td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table>		区 分	活動 <u>内容</u> の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	9 水路附帯施設の保守管理	活 動	安全施設の適正管理	活動内容	<u>水路の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。</u>	活動要件	－
区 分	活動の追加																														
活動区分	実践活動																														
対象施設等	水路																														
活動項目	9 水路附帯施設の保守管理																														
活 動	安全施設の適正管理																														
活動内容	水路の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。																														
活動要件	－																														
区 分	活動 <u>内容</u> の追加																														
活動区分	実践活動																														
対象施設等	水路																														
活動項目	9 水路附帯施設の保守管理																														
活 動	安全施設の適正管理																														
活動内容	<u>水路の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。</u>																														
活動要件	－																														

区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	12 路面の維持
活 動	雪対策
活動内容	急激な融雪による路面や法面等の浸食を防止するために、農道の除雪作業を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理
活 動	安全施設の適正管理
活動内容	ため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。
活動要件	－

(注) 区分には、「活動の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動については、活動名に活動番号を100番から順に付け加えること。

イ. [略]

④ [略]

(2)～(3) [略]

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

①～② [略]

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路、ため池
活動項目	31 水路の軽微な補修等、33 ため池の軽微な補修等
活 動	安全施設の補修等
活動内容	水路やため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等を行うこと。
活動要件	－

(新設)

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	12 路面の維持
活 動	雪対策
活動内容	<u>急激な融雪による路面や法面等の浸食を防止するために、農道の除雪作業を行うこと。</u>
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理
活 動	安全施設の適正管理
活動内容	<u>ため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。</u>
活動要件	－

(注) 区分には、「活動の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載する。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。

イ. [略]

④ [略]

(2)～(3) [略]

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

①～② [略]

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路、ため池
活動項目	31 水路の軽微な補修等、33 ため池の軽微な補修等
活 動	安全施設の補修等
活動内容	<u>水路やため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等を行うこと。</u>
活動要件	－

(注) 区分には、「活動の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載する。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。

イ. 農村環境保全活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	水質保全
活動項目	44 その他（水質保全）
活 動	水質保全を考慮した施設の適正管理
活動内容	水質保全のため、非かんがい期において営農に支障の無い範囲で池干し（1か月程度以上の水抜きによる泥土乾燥）を実施すること。
活動要件	－

(新設)

ウ. [略]

④ [略]

(2) 交付単価

① 基本的考え方

農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2261 号農林水産事務次官依命通知）、農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2342 号農林水産事務次官依命通知）又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、平成 26 年度以前に市町村から認定若しくは市町村と締結した協定又は法に基づき市町村から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて共同活動又は資源向上活動（地域資源の質的向上のための共同活動）を 5 年間以上実施した農用地については、基本単価に 0.75 を乗じた単価とする。

なお、地域の実情に応じて、基本単価に 0.75 を乗じた単価とすることも可能とする。

また、多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合、当該支払の交付単価に 5/6 を乗じた単価とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	2,400 円	1,200 円
	畑	1,440 円	720 円
	草地	240 円	120 円

③ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の加算単価

岩手県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の加算単価は、多面的機能支払交付金実施要綱に定める資源向上支払交付金の加算単価のとおりとする。

イ. 農村環境保全活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	水質保全
活動項目	44 その他（水質保全）
活 動	水質保全を考慮した施設の適正管理
活動内容	<u>水質保全のため、非かんがい期において営農に支障の無い範囲で池干し（1か月程度以上の水抜きによる泥土乾燥）を実施すること。</u>
活動要件	－

(注) 区分には、「活動の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載する。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。

ウ. [略]

④ [略]

(2) 交付単価

① 基本的考え方

岩手県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付単価は、多面的機能支払交付金実施要綱に定める資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の基本単価のとおりとする。

ただし、資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）を 5 年間以上実施した活動組織の場合、新たに拡大した農用地面積部分であっても、②及び③のアカライに示す交付単価は、下記の表のとおり 0.75 を乗じた単価とする。

なお、③のウを 5 年間以上実施した農用地については、③のウに示す加算単価に 0.75 を乗じた単価とする。

また、多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合、当該支払の交付単価に 5/6 を乗じた単価とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	2,400 円	1,200 円
	畑	1,440 円	720 円
	草地	240 円	120 円
基本単価×0.75	田	1,800 円	900 円
	畑	1,080 円	540 円
	草地	180 円	90 円

③ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の加算単価

(削除)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) [略]

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針における基本的考え方

集落が管理する農用地周りの水路、農道及びため池を対象施設とし、これらの長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、本県では、農用地に係る施設として排水施設についても、対象施設とし、暗渠排水の補修又は更新等を対象活動とする。

なお、農用地に係る施設の活動については、対象組織(集落)が管理する水路、農道等の施設の長寿命化の活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象活動とすることができることとする。

② [略]

ア. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円
	草地	40 円	20 円
加算単価×0.75	田	300 円	150 円
	畑	180 円	90 円
	草地	30 円	15 円

イ. 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	400 円	200 円
加算単価×0.75	田	300 円	150 円

ウ. 環境負荷低減の取組への支援

適用	環境負荷低減の取組の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
長期中干し	800 円	400 円
冬期湛水	4,000 円	2,000 円
夏期湛水	8,000 円	4,000 円
中干し延期	3,000 円	1,500 円
江の設置等（作溝実施）	4,000 円	2,000 円
江の設置等（作溝未実施）	3,000 円	1,500 円

④ 組織の広域化・体制強化

適用	1 組織当たりの交付額	左記のうち国の助成
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40 万円	20 万円

(3) [略]

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針における基本的考え方

集落が管理する農用地周りの水路、農道及びため池を対象施設とし、これらの長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、本県では、農用地に係る施設として用排水施設についても、対象施設とし、暗渠排水等の補修又は更新を対象活動とする。

なお、農用地に係る施設の活動については、対象組織(集落)が管理する水路、農道等の施設の長寿命化の活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象活動とすることができることとする。

② [略]

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
施設区分	水路
活動項目	62 水路の更新等 ② 附帯施設
活 動	田区排水工の更新
活動内容	田区排水工の破損や老朽化した箇所 ^① の更新等の対策を行うこと。
活動要件	—

(新設)

5. 広域協定の規模

多面的機能支払実施要綱別紙5第3の1のとおり、事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が、200ヘクタール以上を有するものとする。ただし、下記のいずれかに該当する地域を含む場合、広域協定の対象とする区域内の農用地面積が50ヘクタール以上の規模を有するもの又は協定に参加する集落が3集落以上の範囲とする。

①～⑤ [略]

(新設)

6. [略]

(別紙1) [略]

岩手県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(農地維持支払)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 地域資源の基礎的保全活動

活動区分		活動項目	活動要件
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる活動項目を実施する。
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	
	水路	7 水路の草刈り	
		8 水路の泥上げ	
		9 水路附帯施設の保守管理	
	農道	10 農道の草刈り	
		11 農道側溝の泥上げ	
		12 路面の維持	
	ため池	13 ため池の草刈り	
		14 ため池の泥上げ	
		15 ため池附帯施設の保守管理	
	共通	16 異常気象時の対応	

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
施設区分	水路
活動項目	62 水路の更新等 ② 附帯施設
活 動	田区排水工の更新
活動内容	<u>田区排水工の破損や老朽化した箇所^①の更新等の対策を行うこと。</u>
活動要件	—

(注) 区分には、「活動の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載する。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。

5. 広域協定の規模

多面要綱別紙5第3の1のとおり、事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が、200ヘクタール以上を有するものとする。ただし、下記のいずれかに該当する地域を含む場合、広域協定の対象とする区域内の農用地面積が50ヘクタール以上の規模を有するもの又は協定に参加する集落が3集落以上の範囲とする。

①～⑤ [略]

⑥ 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

6. [略]

(別紙1) [略]

岩手県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(農地維持支払)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 地域資源の基礎的保全活動

活動区分		活動項目	活動要件
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる活動項目を実施する。
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	
		<u>6 鳥獣害防護柵等の保守管理</u>	
	水路	7 水路の草刈り	
		8 水路の泥上げ	
		<u>9 水路附帯施設の保守管理</u>	
	農道	10 農道の草刈り	
		<u>11 農道側溝の泥上げ</u>	
		<u>12 路面の維持</u>	
	ため池	13 ため池の草刈り	
		<u>14 ため池の泥上げ</u>	
		<u>15 ため池附帯施設の保守管理</u>	
	共通	16 異常気象時の対応	

2

[略]

第2

1

[略]

(1) ～ (2)

[略]

(3) 実践活動

ア 農用地に関する活動内容

4

～

5

[略]

6

鳥獣害防護柵等の保守管理

□鳥獣害防護柵の適正管理

・ 鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

□防風ネットの適正管理

・ 防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

□雪対策

・ 積雪による鳥獣害防護柵等の倒壊、急激な融雪による法面の浸食を防止するため、溝きりや心土破砕、農用地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布、除雪作業を行うこと。

イ～オ

[略]

2

[略]

(別紙2)

岩手県 地域活動指針及び同指針に基づく 要件

(資源向上支払（地域資源の質的向上のための共同活動）)

第1 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

1～2

[略]

3 多面的機能の増進を図る活動

活動区分	活動項目	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施
	53 農地周りの環境改善活動の強化	する場合は、活動項目
	54 地域住民による直営施工	を選択した上で、毎年
	55 防災・減災力の強化	度実施するとともに、
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	広報活動を毎年度実施
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	する。
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	

2

[略]

第2

1

[略]

(1) ～ (2)

[略]

(3) 実践活動

ア 農用地に関する活動内容

4

～

5

[略]

6

鳥獣害防護柵等の保守管理

□鳥獣害防護柵の適正管理

・ 鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

□防風ネットの適正管理

・ 防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

□雪対策

・ 積雪による鳥獣害防護柵等の倒壊、急激な融雪による法面の浸食を防止するため、溝きりや心土破砕、雪解け時期における農用地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布、除雪作業を行うこと。

イ～オ

[略]

2

[略]

(別紙2)

岩手県 地域活動指針及び同指針に基づく 要件

(資源向上支払（地域資源の質的向上のための共同活動）)

第1 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

1～2

[略]

3 多面的機能の増進を図る活動

活動区分	活動項目	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	する場合は、活動項目
	54 地域住民による直営施工	を選択した上で、毎年
	55 防災・減災力の強化	度実施するとともに、
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	広報活動・農村関係人
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	口の拡大を毎年度実
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	施する。
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	

60 広報活動・農 的 関係人口の拡大		58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
		59 都道府県、市町村が特に認める活動	
		60 広報活動・農 村 関係人口の拡大	
第2 活動の説明		第2 活動の説明	
1 [略]		1 [略]	
2 農村環境保全活動		2 農村環境保全活動	
34～40 [略]		34～40 [略]	
41 その他（生態系保全）		41 その他（生態系保全）	
☐放流・植栽を通じた 在来生物の育成 ・ 生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。 ・ 水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。 ・ 基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。 ・ デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。 ・ 鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。		☐在来生物の育成 ・ 生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽するなど、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。 ・ 水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。 ・ 基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。 ・ デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。 ・ 鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。	
42～51 [略]		42～51 [略]	
3 多面的機能の増進を図る活動		3 多面的機能の増進を図る活動	
52～58 [略]		52～58 [略]	
(新設)		58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	
		・ 広域活動組織において、集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された活動支援班が活動を行うこと。	
(新設)		58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
		・ 5に定める活動を行うこと。ただし、5割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。	
59 [略]		59 [略]	

60 広報活動・農^的関係人口の拡大

- ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農^的関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

(新設)

60 広報活動・農^村関係人口の拡大

- ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農^村関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

4 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織

3における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織は、地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。

(1) 農業用水の保全

ア 循環かんがいによる水質保全

□循環かんがい施設の保全等

- ・ 循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。

イ 浄化水路による水質保全

□水路への木炭等の設置

- ・ 農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等）を設置し、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈り取り）を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

ウ 地下水かん養

□冬期湛水等のためのポンプ設置

- ・ 農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

エ 持続的な水管理

□末端ゲート・バルブの自動化等

- ・ 管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。

□給水栓・取水口の自動化等

- ・ 管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

(2) 農地の保全

ア 土壌流出防止

□グリーンベルト等の設置

- ・ 農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□防風林の設置

(新設)	5 多面要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)までに掲げる活動については、それぞれ以下の要件を満たすものとする。 (a)の取組 ア 栽培する主作物が水稻であること。 イ 稲の生育中期に10アール当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。 (b)の取組 ア 栽培する主作物が水稻であること。ただし、令和6年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稻以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。 イ 2か月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。 ウ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載されているものとする。 a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。 b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。 (c)の取組 ア 栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。 イ 転作田又は湛水可能なほ場であること。 ウ 6月下旬～9月上旬の期間内に2か月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。 エ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。 オ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載されているものとする。 a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。 b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。 (d)の取組 ア 栽培する主作物が水稻であること。 イ 中干し開始時期を慣行時期より1か月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。 ウ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畦の点検・補修を実施すること。 (e)の取組 なお、魚類保護をする場合は、以下のア・オの要件を全て満たせばよいものとする。 ア 栽培する主作物が水稻であること。 イ 10アール当たり原則10メートル以上とし、10アール当たり10メートルに満たない場合は、取組面積(アール(※1アール未満切り捨て))＝設置した長さ(メートル)として取組面積を調整すること。江の形状は、原則として「深さ0.1メートル以上、水面幅0.3メートル以上」とする。 ウ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとす
-------------	---

(新設)	る。 エ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。 オ 魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理すること。 6 多面要綱別紙2第6の2の（1）のウのdの（a）から（e）までの取組のうち、5割低減の取組に係る低減割合については、以下のとおり取り扱うものとする。 （1）慣行レベル 地域の慣行については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付 け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「表示ガイドライン」という。）に基づき県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて作物ごとに設定することとする（必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定するものとする。）。また、県は、地域の慣行レベルを策定又は変更した際は、その内容を公表することとする。 （2）化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法 化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法は次のとおりとし、化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法、低減割合の算定の方法等については、原則として表示ガイドラインの考え方に即して行うものとする。 なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している県のおおむね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合、当該資材を使用しないことをもって5割以上の低減が行われたものとみなすことができるものとする。 ア 化学肥料の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量の合計とする。 イ 化学合成農薬の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学合成農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）の合計とし、化学合成農薬の有効成分ごとに算定するものとする。 （3）化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項 ア （2）にかかわらず、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第23条第1項又は第31条第1項に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。 イ 有機農産物規格表B.1の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用した場合にあっても、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。 ウ 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物については、種子や苗等に使用されている化学合成農薬を化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用された化学合成農薬は使用回数に含めるものとする。また、この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとする。 7 多面要綱別紙2第6の2の（1）のウのdの（a）から（e）までについて、自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱いについては以下のとおりとする。 （1）多面要綱別紙2第6の2の（1）のウのdの（a）から（e）までの活動（5割低減の取組を除く。）を適切に行ったものの、自然災害により、その要件の達成が
-------------	--

(別紙3) 〔略〕

困難となった場合については、その原因が自然災害によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、多面要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)が行われたものとみなすことができるものとする。

(2)(1)の特例の措置を受けようとする場合の手続は、多面要領別記1－2第4の7の(2)から(4)によるものとする。

(別紙3) 〔略〕